

第 3 部

配偶者暴力対策基本計画

第1章 配偶者暴力をめぐる現状等

1 都・国の動き

暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではなく、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。特に、配偶者暴力は、「配偶者」という親密な間柄において、家庭という人目に触れにくい場所で起こることから、長年、被害者の救済を困難にしてきました。

都は、平成 12 年 3 月に制定した東京都男女平等参画基本条例において、「性別による権利侵害の禁止」として、家庭内等における配偶者暴力の禁止や、あらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメントの禁止等について定め、以降その対策に取り組んできました。

その後、配偶者暴力対策については、平成 13 年 4 月に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「配偶者暴力防止法」という。）が制定され、配偶者暴力の防止や被害者保護に係る国や地方自治体の責務が初めて明示されました。

都は、こうした流れを受け、平成 14 年度に、「男女平等参画のための東京都行動計画」で「家庭内等における暴力の防止」を重点課題のひとつに掲げるとともに、配偶者暴力相談支援センターを設置しました。

また、平成 16 年の法改正で都道府県による基本計画の策定が定められ、都道府県基本計画の指針となるべき「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）が定められました。

このことを受け、都では、平成 18 年 3 月に「東京都配偶者暴力対策基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定しました。

平成 19 年度の法改正では、区市町村における基本計画策定及び配偶者暴力相談支援センター機能整備が努力義務とされるとともに、被害者の自立支援に関する関係機関の連携強化などが掲げられました。

その後、都は、法改正の趣旨等も踏まえて平成 21 年 3 月及び平成 24 年 3 月に基本計画を改定しました。

平成 25 年度には、3 度目の法改正により、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力について法が準用されることとなり、法の名称が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められました。また、同法に基づき平成 26 年 1 月に基本方針が改正されました。こうして、都は、平成 29 年 3 月に 3 度目となる基本計画の改定を行いました。

令和元年 6 月には、児童虐待防止対策と配偶者からの暴力の被害者保

護対策の強化を図るため、相互に連携・協力すべき機関として児童相談所を法文上明確化するとともに、その保護の対象である被害者に同伴する家族も含めることとする法改正が行われ、都は、関係機関の連携のもと、総合的、計画的に施策を推進してきました。

また、男女間の暴力の防止に向け、配偶者暴力対策以外の取組も進んできています。

ストーカー行為に関しては、平成 12 年 11 月には「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（以下「ストーカー規制法」という。）が施行され、被害の未然防止・拡大防止に大きな役割を果たしてきました。

しかしその後も、被害者の命が奪われるなどの深刻な被害が発生したことから、被害の実情等を踏まえ、平成 25 年の法改正では電子メールを送信する行為、平成 28 年 12 月の法改正では SNS 等でのメッセージの連続送信や個人のブログへの執拗な書き込みをする行為についても規制対象に加わりました。

さらに、令和 3 年 5 月の法改正では、GPS 機器等を用いた位置情報の無承諾取得等をする行為や、被害者の住居や職場等以外の実際にいる場所における見張り等の行為、連続して手紙等の文書を送る行為が規制対象に加わるなど、対策の強化が図られています。

また、いわゆるリベンジポルノに関しては、平成 25 年 10 月に起きたストーカー殺人事件において、加害者が女性の性的画像をネット上で拡散したことが社会問題になりました。これをきっかけに同様の行為を規制するよう求める声が高まり、平成 26 年 11 月に「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」（いわゆる「リベンジポルノ法」）が制定されました。

性犯罪・性暴力への対策として、都では、平成 27 年 7 月に、性犯罪・性暴力の被害者に対し、被害直後から相談・医療・精神的ケア等の支援をワンストップで行うための取組を民間支援団体等との連携により開始しています。

国においては、令和 2 年 6 月に、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を策定し、令和 2 年度から 4 年度までの 3 年間を性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、刑事法の在り方の検討、被害者支援の充実、加害者対策、教育・啓発の強化に取り組んでいます。

都では、性犯罪・性暴力を含む犯罪等により被害を受けた方々に対する支援の姿勢を明確に示すとともに、社会全体での取組を一層進めるため、令和 2 年 3 月に「東京都犯罪被害者等支援条例」を制定しました。さらに、令和 3 年 2 月には、「第 4 期東京都犯罪被害者等支援計画」を策定し、性犯罪等被害者支援の取組の充実・強化、配偶者暴力・児童虐待等被害者に対する支援など、被害者等が安心して暮らすことができる支援の提供に取り組んでいます。

配偶者暴力をはじめとする男女間の暴力や性暴力、ストーカー行為等の防止に向けた対策は着実に前進してきましたが、今なお積極的に取り組むべき課題であり、さらに、法改正や社会情勢の変化、新型コロナウイルス感染症等により生じた新たな課題などへの取組が求められます。

このような状況の中、令和３年４月、都は知事の附属機関である「東京都男女平等参画審議会」に対して、東京都男女平等参画推進総合計画（以下「総合計画」という。）の改定に当たっての基本的考え方を諮問し、令和４年１月に答申を受けました。そして、審議会答申及び前基本計画の成果・課題等を踏まえて、今回の改定を行いました。

本基本計画は、「東京都女性活躍推進計画」と合わせ、総合計画として、東京都男女平等参画基本条例に基づく行動計画に位置付けられています。

また、性暴力やストーカー被害者への支援、性・暴力表現への対応など、配偶者暴力と近接する課題を合わせて掲載しています。

今後、この基本計画に基づき、施策を着実に推進するとともに、連携体制の強化に努め、暴力のない社会の実現を目指して更に前進していきます。

2 計画の位置づけ

この基本計画は、配偶者暴力防止法第2条の3第1項に基づき、国の基本方針に即し、都における配偶者暴力対策を体系的に示す基本計画です。

「性暴力被害者に対する支援」「ストーカー被害者に対する支援」「性・暴力表現等への対応」など、男女平等参画を阻害する様々な暴力への対策を合わせて掲載しています。

●○●ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence）●○● 「DV」と略されることが多く、一般的には「配偶者や恋人などの親密な関係にある、又はあった人から振るわれる暴力」という意味で使われることが多いようです。ドメスティック・バイオレンスを直訳すると、「家庭内の暴力」となり、親やその他の親族が子供に対して振るう暴力など、高齢者や子供などに家庭内で振るわれる暴力を含めて使用される場合もあります。人によって異なった意味に受け取られるおそれがあるため、この計画では、固有名詞を除き「DV」という言葉は使いません。

●○●配偶者・配偶者等●○● 配偶者暴力防止法が定めている「配偶者」には、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」の場合や、離婚後（事実上離婚したと同様の事情に入ることを含みます。）も引き続き暴力を受ける場合も含みます。また、平成25年度の配偶者暴力防止法の改正により、生活の本拠を共にする交際相手や元交際相手からの暴力を受ける場合も、法が準用されるようになりました。なお、都では、法律の根拠を必要としない様々な施策については、恋人など親密な間柄にあるパートナーも含め対応しています。この基本計画では法の対象となっていない恋人などを含む場合には「配偶者等」と表記します。

●○●配偶者等暴力の形態●○● 「殴る」、「蹴る」といった身体への暴力だけでなく、「人格を否定するような暴言を吐く」、「無視する」、「わざと相手が大切にしているものを壊す」、「生活費を渡さない」などの精神的暴力や、「性的行為を強要する」、「避妊に協力しない」などの性的暴力も含まれます。

3 暴力のない社会の実現に向けて

配偶者等暴力、性暴力、ストーカー行為やセクシュアル・ハラスメント等は、その形態の如何を問わず男女平等参画社会の実現を阻害する要因となります。これら加害行為は、極めて自己中心的な目的で行われることが少なくありません。一方、被害に遭った者は、恐怖や不安を与えられるばかりか、その身体や心の回復に長い時間がかかる場合も多く見られます。深刻な人権侵害であるこれらの加害行為を防止し、人権を守るために、都は、区市町村、民間団体、警察など関係機関と力を合わせて取り組んでいきます。

特に、配偶者等暴力対策においては、暴力の特性を踏まえ、被害者が暴力から逃れ、将来に向けて安全で安心できる生活が送れるよう、状況に応じ、かつ被害者本人の意思を尊重した支援を行うことが必要であり、そのためには、様々な機関の緊密な連携が欠かせません。また、配偶者等暴力の未然防止に向けて、社会全体で取り組むことが必要です。

配偶者暴力防止法が制定されてから 20 年が経ち、その間、都内では、東京都はもとより、区市町村においても配偶者暴力相談支援センターなど専門相談窓口の整備が進むなど、被害者やその子供を対象者とした様々な取組が、関係機関の連携により行われてきました。令和元年度には、児童虐待と密接な関連があるとされる配偶者等暴力被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法文上明確化されました。このように配偶者等暴力対策には、多岐にわたる対応と緊密な連携が必要な段階に入ってきていることも考慮に入れ、「都の配偶者暴力相談支援センターの充実」と「区市町村・民間団体等の支援及び連携」を両輪としながら、今後の取組を積極的に推進していく必要があります。

また、違法な性・暴力表現への対策、スマートフォンの普及に伴う SNS 等の利用によるトラブルや被害に対する対策に取り組むとともに、メディア等において人権の尊重を確保することも重要です。

女性も男性も各人が、互いの特質を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ相手に対する思いやりをもつことは、男女平等参画社会形成の前提であり、あらゆる暴力の根絶につながっていきます。

また、同性同士のストーカー行為、性暴力、親密な間柄にあるパートナーからの暴力による被害も起きています。

人権尊重の観点から、それぞれの被害者の状況に配慮した支援を行っていく必要があります。

都は、こうした考え方にに基づき、男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶に向け、これまでの施策を引き続き着実に推進するとともに、今後求められる施策を積極的に展開していきます。

4 計画の体系

*第1部、第2部は、別冊「Ⅰ 東京都女性活躍推進計画」に記載

具体的施策

第2章 配偶者暴力対策

1 暴力を許さない社会形成のための啓発と早期発見

(1) 暴力を許さない社会形成のための教育と啓発の推進

- ア 都における普及啓発の実施
- イ 区市町村における普及啓発の支援
- ウ 学校での人権教育の推進
- エ 若年層向け啓発事業の推進

(2) 早期発見体制の充実

- ア 医療機関における適切な対応
- イ 保健所や保健センターにおける適切な支援
- ウ 学校、幼稚園、保育所等職員に対する意識啓発等
- エ 民生委員・児童委員への研修の実施
- オ 警察における通報への対応

2 多様な相談体制の整備

(1) 都の配偶者暴力相談支援センター機能の充実

- ア 配偶者暴力相談支援センターの相談機能の充実
- イ インターネットによる情報の提供
- ウ 被害者支援基本プログラムの活用
- エ 都の配偶者暴力相談支援センターの中核としての機能の充実

(2) 身近な地域での相談窓口の充実

- ア 警察における対応
- イ 区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能整備等への支援

(3) 多様な人々の状況に応じた相談機能の充実

- ア 外国人被害者への対応
- イ 障害のある被害者や高齢の被害者等への対応
- ウ 人権擁護機関と関係機関の連携強化
- エ 男性被害者への対応
- オ 多様化する相談等への対応

3 安全な保護のための体制の整備

(1) 保護体制の整備

- ア 一時保護体制の拡充
- イ 同伴児童への対応の充実

(2) 安全の確保と加害者対応

- ア 警察における対応
- イ 学校・幼稚園・保育所等との連携の強化
- ウ 加害者対応

4 自立生活再建のための総合的な支援体制の整備

(1) 総合的な自立支援の展開

- ア 総合的な被害者支援のための質の充実
- イ 配偶者暴力相談支援センターの自立支援機能の拡充
- ウ 福祉事務所等との連携強化
- エ ひとり親家庭の支援の充実

(2) 安全で安心できる生活支援

- ア 住民票の取扱い等適切な運用
- イ 医療保険に関する適切な情報提供
- ウ 年金等各種制度に関する適切な情報管理及び情報提供
- エ 就学の支援
- オ 学校、幼稚園、保育所等職員に対する意識啓発等
- カ 自助グループへの参加支援
- キ 配偶者暴力相談支援センターにおける法的支援

(3) 就労支援の充実

- ア 職業訓練の実施
- イ 東京しごとセンター等における就労支援
- ウ 東京ウィメンズプラザにおける就労支援

(4) 住宅確保のための支援の充実

- ア 都営住宅を活用した被害者の住宅の確保
- イ 民間賃貸住宅を活用した被害者の住宅の確保
- ウ 一時保護施設等退所後の支援

(5) 子供のケア体制の充実

- ア 子供のケア体制の徹底
- イ 子供家庭支援センター機能の充実
- ウ 子供の心のケアの充実
- エ 保護者とその子供に対する講座の実施

5 関係機関・団体等の連携の推進

(1) 広域連携と地域連携ネットワークの強化

- ア 都と区市町村の役割分担に基づく連携の促進
- イ 区市町村における配偶者暴力対策基本計画の策定・改定支援
- ウ 区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能整備への支援
- エ 配偶者暴力対策のためのネットワーク会議の充実
- オ 被害者支援基本プログラムの活用

(2) 民間団体との連携・協力の促進

- ア 民間団体との連携の促進
- イ 配偶者暴力被害者支援民間人材の養成

6 人材育成の推進

- ア 職務関係者研修の充実
- イ 配偶者暴力被害者支援民間人材の養成

7 二次被害防止と適切な苦情対応

- ア 二次被害防止のための研修の充実
- イ 相談機関における苦情処理担当の設置と手順の明確化

8 調査研究の推進

- ア 配偶者暴力被害に関する調査研究
- イ 加害者対策のあり方検討

第3章 男女平等参画を阻害する様々な暴力への対策

1 性暴力被害者に対する支援

- ア 被害者等への支援
- イ 普及・啓発

2 ストーカー被害者に対する支援

- ア 被害者等への支援
- イ 普及・啓発

3 セクシュアル・ハラスメント等の防止

- ア 相談・普及啓発
- イ 労働相談
- ウ 都庁内におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止対策

4 性・暴力表現等への対応

- ア メディアへの対応
- イ 被害者への支援等
- ウ 普及・啓発

数値目標、東京都事業一覧、都民・事業者の取組一覧

推進体制（再掲）

推進体制

- ア 都における体制
- イ 相談（都民からの申出）
- ウ 区市町村や事業者等との連携

5 配偶者暴力対策を進めるに当たっての中心的視点等

(1) 配偶者暴力の現状等

① 配偶者暴力についての相談の状況

<東京都>

配偶者暴力相談支援センター¹

都の配偶者暴力に関する相談件数は、平成 13 年度は 3,334 件でしたが、配偶者暴力防止法に基づき配偶者暴力相談支援センターが開設された平成 14 年度には 7,300 件と約 2.2 倍増となりました。近年は 8,000 件前後で推移しています（図 1）。

令和 2 年度の相談件数 7,338 件のうち、被害者本人からの相談は、6,546 件でした。内訳は、女性 6,305 件（96.3%）、男性 241 件（3.7%）となっています。

東京ウィメンズプラザの令和 2 年度の配偶者暴力の相談件数は 3,912 件であり、このうち被害者本人からの相談件数は、3,464 件でした。

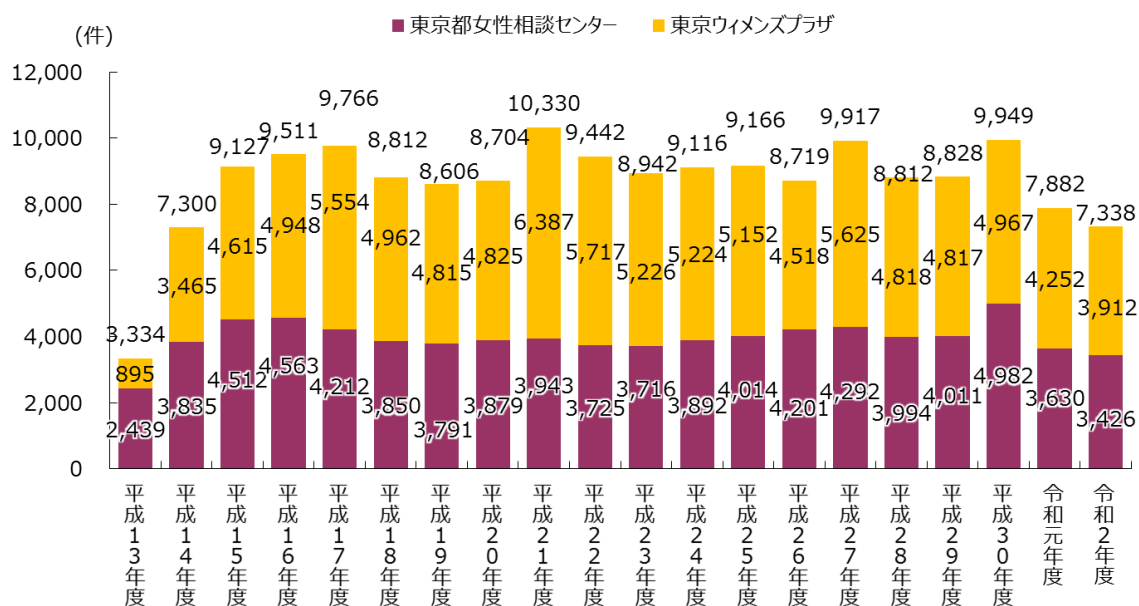
相談内容についてみると、最も多かったのは、「配偶者間で起きている問題（暴力を含む）にどう対応したらよいかわからない」で 794 件（全体の 20.3%）でした。次に多かったのが、心の悩みや精神的な問題に関するもので、636 件（16.3%）でした。続いて「離婚」に関することが多く、594 件（15.2%）でした。

警視庁

警視庁の総合相談センターや警察署に寄せられた相談件数は、令和 2 年度は 8,441 件であり、平成 14 年度の 904 件から、約 9.3 倍に増加しています。内訳は、女性 6,707 件（79.5%）、男性 1,734 件（20.5%）となっています（図 2）。

¹ 配偶者暴力相談支援センター 配偶者暴力防止法により、配偶者暴力被害者を保護するため、相談・一時保護や自立生活促進のための就労・住宅等に関する情報提供等の支援を行う機関。都では、現在、東京ウィメンズプラザと東京都女性相談センターが配偶者暴力相談支援センター機能を担っています。

図1 都の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数の推移



資料：生活文化局調べ

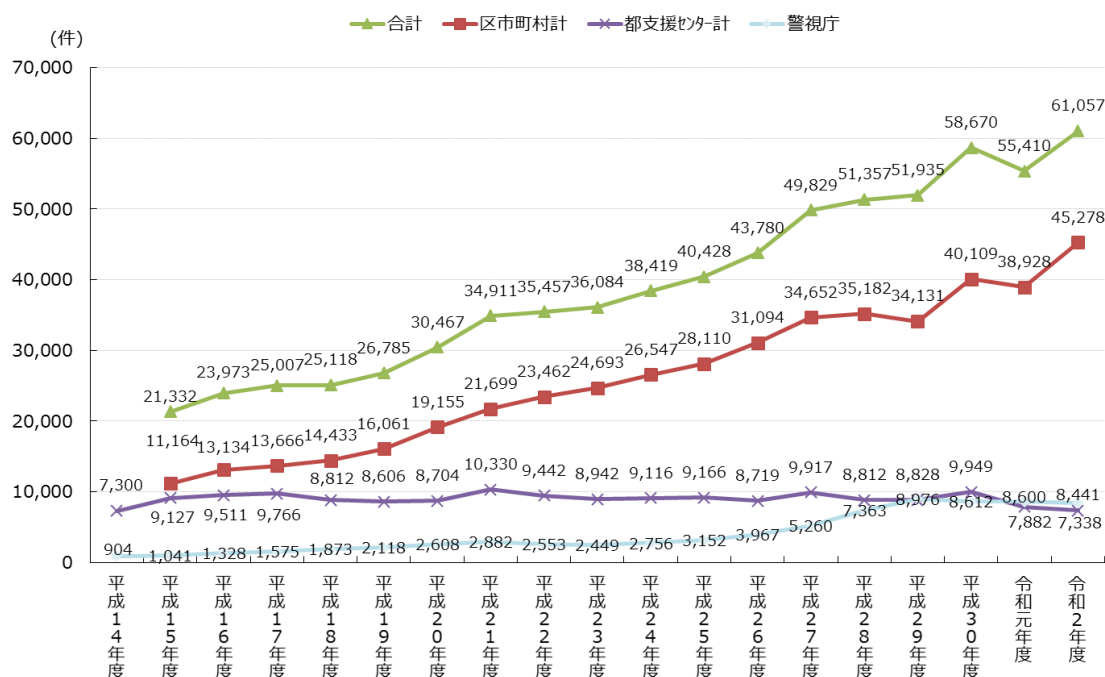
<区市町村>

都の調査では、区市町村における相談件数は、令和2年度は45,278件となっており、平成15年度の11,164件から約4倍の増加となっています（図2）。

区市町村では、配偶者暴力相談支援センターのほか、男女平等参画センターや福祉事務所、保健所・保健センター、子供家庭支援センターなど様々な相談窓口で配偶者暴力相談を受け付けています。

区市町村の配偶者暴力相談支援センター機能の整備をはじめとする、地域における相談体制の充実や、相談窓口の周知により、身近なところで相談する人が増加していることが伺えます。

図2 都内各相談機関における相談件数の推移



資料：生活文化局調べ

都の配偶者暴力相談支援センター、警視庁、区市町村で受け付けた全体の相談件数は、令和2年度は61,057件となっており、特に区市町村において相談件数の増加が顕著になっています。

② 一時保護²件数

都が実施した一時保護件数は、令和2年度は371件でした。配偶者暴力防止法が完全施行された平成14年度以降、一時保護所への入所者は、母子の割合が高くなっています（図3）。

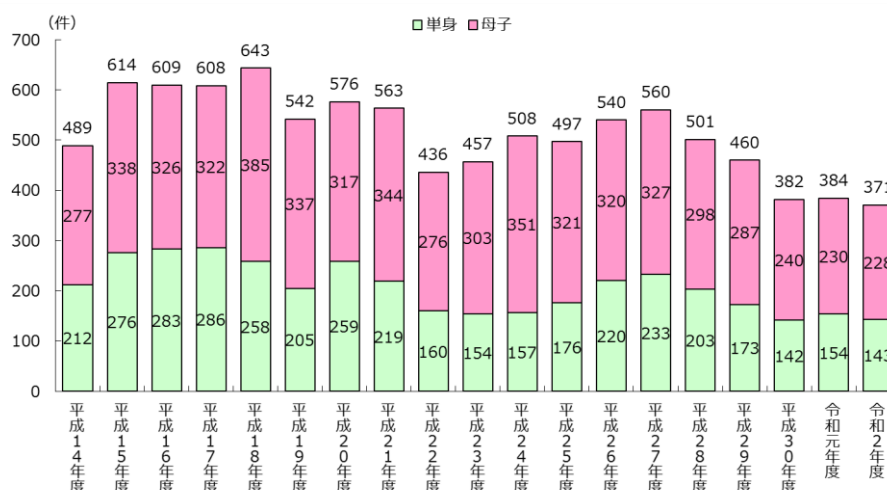
区市町村における独自の一時的な保護は増加しており、令和2年度は405件となっています。

このほか都内の民間シェルター³においても、独自に一時的な保護が行われています。

² 一時保護 暴力から逃れ、家を出た被害者や子供の安全を確保するため、緊急に保護することが必要であると認められる場合等に、被害者本人の申請に基づく緊急の避難場所として、一時保護所があります。

³ 民間シェルター 民間の団体等が自主的に運営し、暴力から避難する必要がある被害者とその子供などの保護を行っている施設

図3 都の配偶者暴力相談支援センターにおける一時保護件数の推移



* 母子、単身の別は、入所時の状況による区分となっています。
資料：生活文化局調べ

③ 保護命令⁴件数

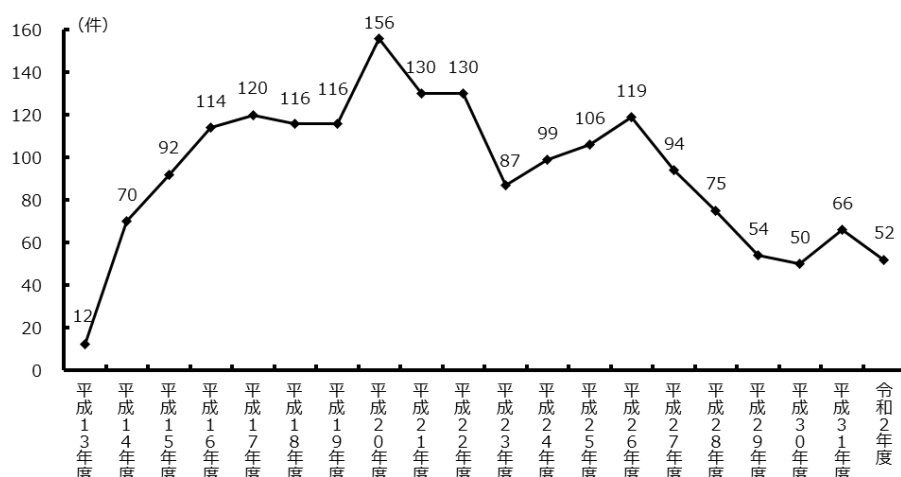
東京地方裁判所管内で保護命令が発令された件数は、近年 50 件前後で推移し、配偶者暴力防止法が施行された平成 13 年 10 月から令和 3 年 3 月末までの合計では 1,858 件となりました（図 4）。

保護命令の内訳は、被害者への保護命令のみ発令されたのが 767 件で、このうち「接近禁止命令のみ」は 310 件、「接近禁止命令」と「退去命令」や「電話等禁止命令」が併せて発令されたのは 451 件でした。

「子への接近禁止命令」の発令件数は 718 件でした。また、「親族等への接近禁止命令」の発令件数は 116 件、「子への接近禁止命令」と「親族等への接近禁止命令」が同時に発令された件数は 257 件でした。

⁴ 保護命令 配偶者暴力防止法が定める、被害者の生命又は身体に危害が加えられることを防止するための制度です（ただし、身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けており、更なる暴力で生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがある場合に限ります。保護の対象には、被害者本人のほか、被害者と同居する未成年の子、危害を受けるおそれのある被害者の親族、知人等も含まれます。）。被害者が裁判所に申立てを行うことにより、裁判所は暴力を振るったとされる配偶者から言い分を聴き、申立ての内容を審理します。保護命令には、暴力を振るった者に対し、被害者につきまといたり、住居、勤務先などの近くをはいかいしたりすることを禁止する「被害者への接近禁止命令」（6か月間）と、加害者に対して家から出て行くよう命令する「退去命令」（2か月間）のほか、被害者への接近禁止命令と併せて発令される「被害者への電話等禁止命令」、「被害者の同居の子への接近禁止命令」、「被害者の親族等への接近禁止命令」の五つの類型があります。

図4 保護命令発令件数の推移（東京地方裁判所管内）



* 平成13年度分は、同年10月13日以降の件数
資料：生活文化局調べ

④ 「被害者の面接相談」からみた配偶者暴力被害の傾向

＜被害者（本人）の状況＞

ア 年代・職業等

- 被害者の年代は、40歳代が最も多く36.1%で、続いて30歳代が26.5%、50歳代及び20歳代が14.5%となっています(図5)。
- 被害者の職業は、「無職（主婦）」が47.0%、「パート・アルバイト」が27.7%、「会社員・正規職員」が16.9%、「自営業」が3.6%となっています(図6)。
- 被害者の83.1%に子供がいます。子供の人数は1人が最も多く44.9%、続いて2人が39.1%となっています(図7)。
- 子供の年代については、小学生の子供を持つ被害者が31.9%で最も多く、0～2歳の乳児を持つ被害者も27.5%に上ります。
- 被害者の多くは子育て世代であり、その多くが「無職（主婦）」や「パート・アルバイト」であることから、被害者が加害者から逃れて生活する上では生活基盤が脆弱な状況であることが伺えます。

図 5 被害者の年代

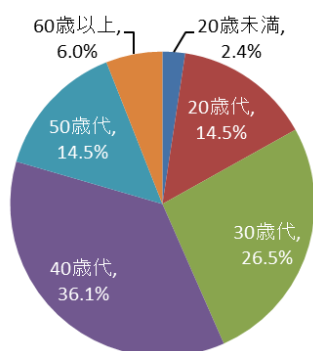
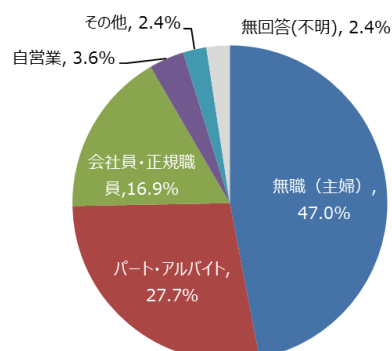
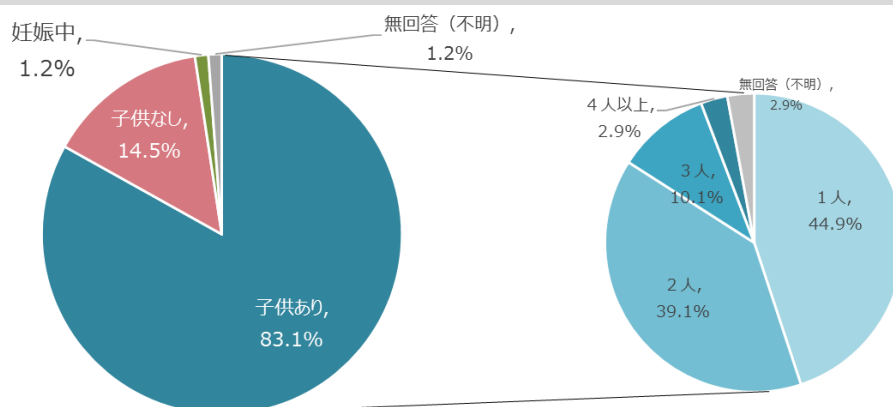


図 6 被害者の職業



資料：生活文化局「令和元年度配偶者暴力被害の実態と関係機関の支援の現状に関する調査（令和2年3月）」

図 7 被害者の子供の有無と人数



資料：生活文化局「令和元年度配偶者暴力被害の実態と関係機関の支援の現状に関する調査（令和2年3月）」

イ 暴力と被害の状況

- 配偶者暴力には、大きく分けて身体的暴力、精神的暴力、性的暴力があります。
- 調査では、被害者の 80.7%が身体的暴力を、92.8%が精神的暴力を受けています。身体的暴力としては、「殴る」(71.6%)、「蹴る」(46.3%)、「物を投げつける」(38.8%)、精神的暴力としては、「怒鳴る」(88.3%)、「脅す」(49.4%)、「バカにする」(46.8%)が主なものとなっています。

- 暴力による具体的被害としては、「打撲・あざ」（60.5%）や「顔が腫れる・あざ」（44.2%）、「頭部の怪我・こぶ」（30.2%）といった身体的なもののほか、「怯え」（68.6%）や「自己評価の低下」（24.3%）、「うつ状態」（20.0%）など、精神的被害の割合が高くなっています。
- 暴力を受けた人の 55.4%に病院等の来院歴があり、そのうち約半数の人が精神科を受診しています。

ウ 暴力を受けていた期間

- 最初の暴力は、「結婚前から」が 26.5%、「結婚 1 年未満」が 32.5%と、結婚前後の時期から始まった人で約 6 割を占めています（図 8）。
- 結婚している、又はしていた人の婚姻期間は、「10 年以上」が 34.9%、「5～10 年未満」が 20.5%となっており、暴力が始まった時期と結婚期間を考え合わせると、長期間暴力を振るわれ続けている状況も伺えます（図 9）。
- また、暴力を受けながら、暴力から逃げられなかった理由としては、「経済的な不安」（31.3%）「子供のためひとり親は避けたい」（14.5%）、「逃げても見つかり、よりひどい暴力を受ける」（14.5%）、「暴力という認識がなかった」（10.8%）が多く挙げられています（図 10）。

図 8 最初の暴力の時期

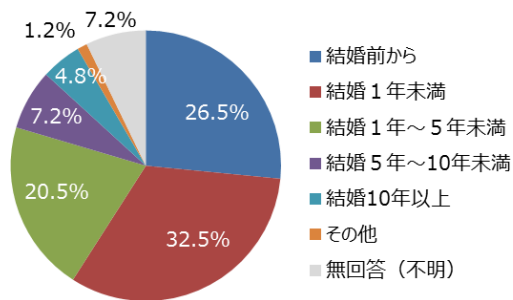
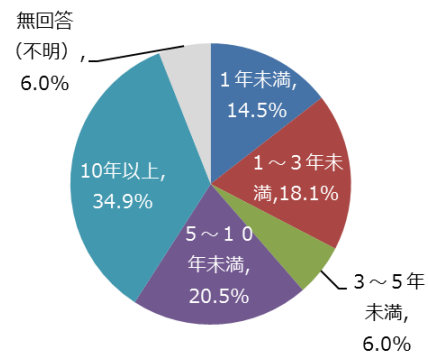
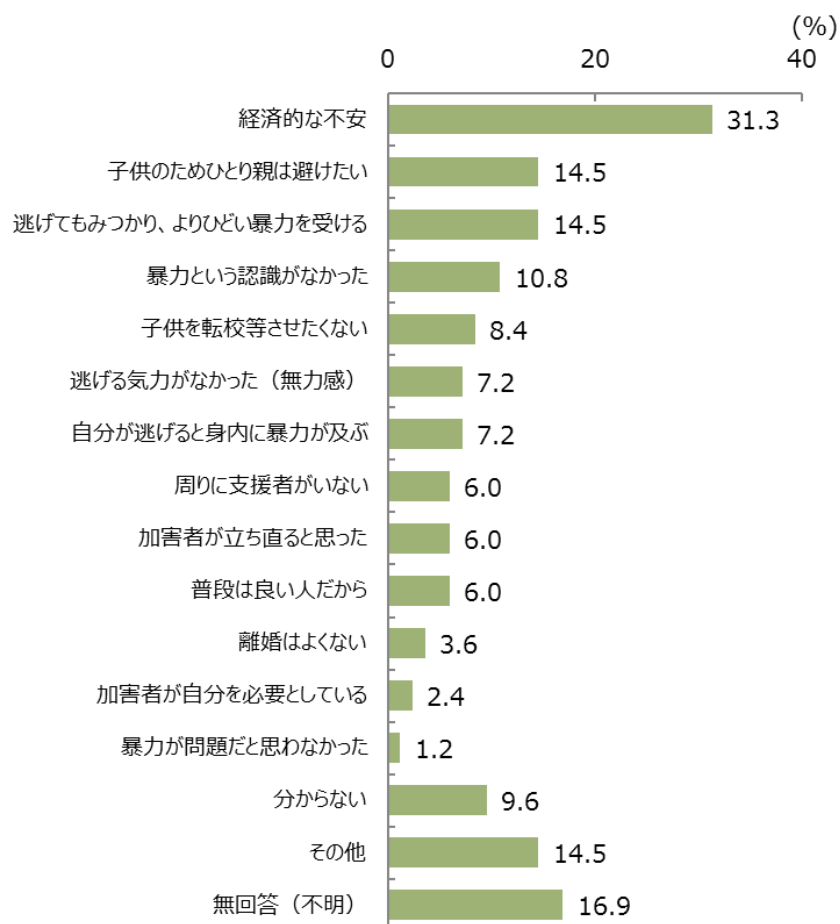


図 9 婚姻期間



資料：生活文化局「令和元年度配偶者暴力被害の実態と関係機関の支援の現状に関する調査（令和2年3月）」

図 10 暴力から逃げられなかった理由（複数回答）

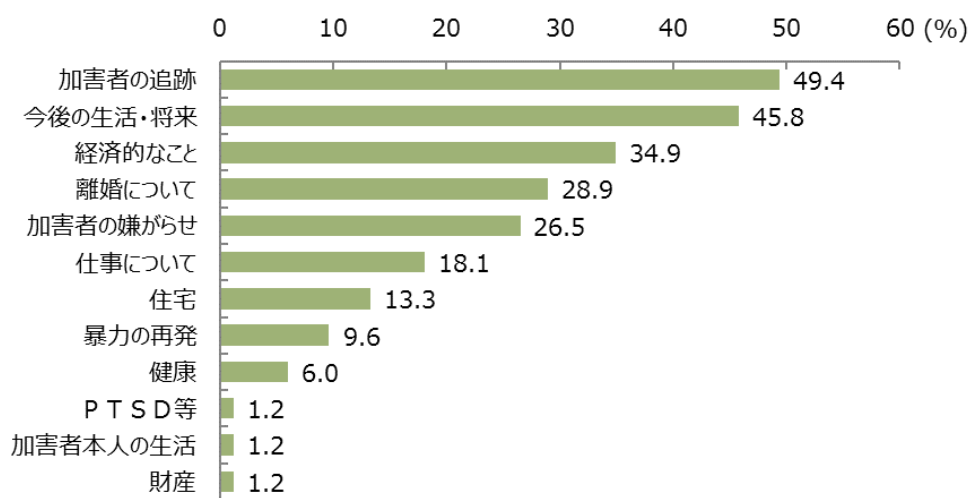


資料：生活文化局「令和元年度配偶者暴力被害の実態と関係機関の支援の現状に関する調査（令和2年3月）」

エ 被害者が不安に思っていること

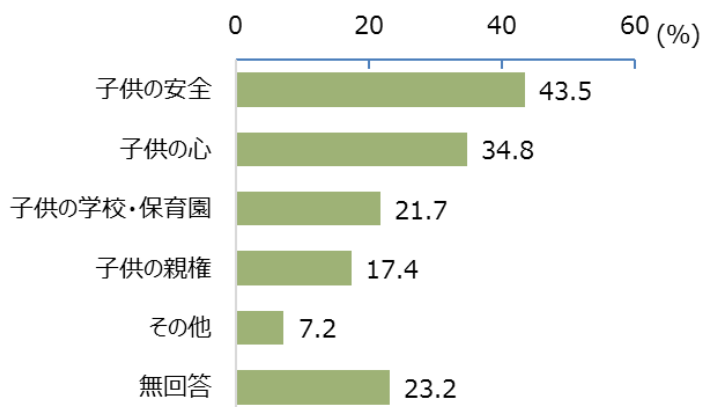
- 被害者が不安に思っていることとしては、「加害者の追跡」(49.4%)が最も多く、「今後の生活・将来」(45.8%)、「経済的なこと」(34.9%)などの不安が多く見られます(図11)。
- 子供のいる被害者が子供に関して不安に思っていることとしては、「子供の安全」(43.5%)が最も多く、「子供の心」(34.8%)、「子供の学校・保育園」(21.7%)などが続きます(図12)。

図11 被害者本人が不安に思っていること(複数回答)



資料：生活文化局「令和元年度配偶者暴力被害の実態と関係機関の支援の現状に関する調査（令和2年3月）」

図12 子供のいる被害者が子供に関して不安に思っていること(複数回答)



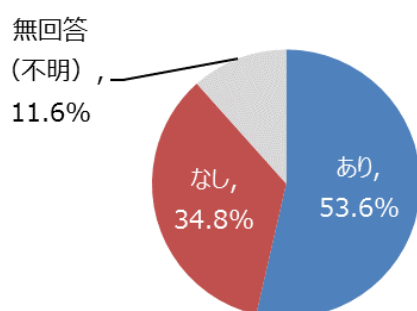
資料：生活文化局「令和元年度配偶者暴力被害の実態と関係機関の支援の現状に関する調査（令和2年3月）」

<被害者から見た子供の状況>

ア 子供への暴力

- 加害者から子供への暴力は 53.6%の被害者があったとしています（図 13）。
- 暴力の内容としては、精神的暴力が 78.4%、身体的暴力が 37.8%となっています。

図 13 加害者から子供への暴力の有無



資料：生活文化局「令和元年度配偶者暴力被害の実態と関係機関の支援の現状に関する調査（令和2年3月）」

イ 配偶者暴力が子供に与える影響

- 子供への影響としては、「加害者への憎悪・恐れ」（36.2%）、「緊張」（17.4%）、「子供自身が暴力を振るう」（5.8%）、「性格・情緒のゆがみ」（5.8%）などが挙げられています。

⑤ 配偶者暴力対策に係る各機関・団体の役割と取組状況

被害者の保護と支援は、被害の発見に始まり、生命等に危険のある場合に暴力から逃れるための一時保護や新たな生活を始めるための支援まで様々な段階があり、その領域も広い範囲に及んでいます。

このため、配偶者等暴力対策には、多くの機関や団体が関わることとなります。

配偶者等暴力に対する社会的関心の高まりを背景に、配偶者暴力防止法の改正を経て、各機関・団体の取組の充実が図られてきたところですが、今後、これらの機関・団体がそれぞれの役割と機能を十分に果たしながら、一層連携を強化していくことが必要です。

＜東京都＞

都では、東京ウィメンズプラザと東京都女性相談センターが、配偶者暴力防止法に基づく「配偶者暴力相談支援センター」としての機能を担っています。

配偶者暴力相談支援センターは、被害者支援のための拠点施設として、相談、一時保護、就労や住宅等自立して生活するために必要な情報の提供など、被害者の救済と生活再建に向けた支援を一貫して行っています。

東京ウィメンズプラザは、総合相談窓口としての機能を担っています。東京都女性相談センターは相談機能のほかに、主に一時保護機能を担っており、被害者の保護・支援に関係機関と連携して取り組んでいます。

警察は、被害者の安全を確保する上で重要な役割を担っています。

ア 東京都配偶者暴力相談支援センター

東京ウィメンズプラザ

- 弁護士・精神科医による専門相談を含め、総合的な相談を実施しています。男性からの相談にも対応しています。相談の一環として、必要に応じて、各種情報提供、助言、関係機関の紹介等も行っています。
- 保護命令の申立てに関する援助を行っています。
- 被害者の自立を支援する講座を実施し、自助グループ⁵等の活動を支援しています。
- 配偶者等暴力対策に係る区市町村担当者や職務関係者への研修を行っています。
- 都内配偶者暴力相談支援センターの中核として、センター間の連携を図るとともに、区市町村のセンター整備に向けて技術的支援を行っています。

⁵ 自助グループ 同じ心の悩みを抱えた人々が集まり、互いに語り合い励まし合うためのグループ

東京都女性相談センター

- 電話相談、面接相談を実施し、必要に応じて、各種情報提供、助言、関係機関の紹介等を行っています。
- 加害者の暴力から一時的に避難するための一時保護に関する業務を行っています。
- 保護命令の申立てに関する援助を行っています。

イ 警視庁

- 警視庁総合相談センターや各警察署の生活安全課で被害の通報、相談に対応し、必要に応じて一時保護へつなぎます。
- 保護命令違反行為の取締り、本人からの申出に応じた警察本部長等（警視庁は警視総監又は警察署長）による援助⁶等の支援を行っています。
- 元交際相手等からのつきまとい等に対しては、ストーカー規制法による対応を行っています。
- 他の機関では対応が困難な緊急時には、被害者に対する安全確保を行います。

ウ 庁内関係局

- 生活文化局及び福祉保健局が中心となり、配偶者等暴力対策に関する総合的な取組を行っています。
- 被害者の生活再建に向けて福祉、保健・医療、就労や住宅等の施策を所管する各局が、組織横断的に被害者の状況に応じた取組を行っています。

⁶ 警察本部長等による援助　配偶者暴力防止法第8条の2により、被害者から、被害を自ら防止するため警察本部長等の援助を受けたい旨の申出を受けた場合、警察は、その申出が相当であると認めるときは、状況に応じて避難その他の措置を教示する等、被害の発生を防止するために必要な援助を行うこととされています。

＜区市町村＞

区市町村は、被害者とその家族が生活する身近な地域であり、被害の発見や相談への対応、被害者の自立支援において重要な役割を担っています。

区市町村への相談は年々増加し、令和2年度には約45,000件となっています。

また、平成19年度の配偶者暴力防止法の改正により、地域に根ざしたきめ細かい支援策の充実が求められるようになり、区市町村においても、配偶者暴力対策基本計画を策定し、配偶者暴力相談支援センター機能を整備するよう努めなければならないとされました。

- 配偶者暴力相談支援センターや男女平等参画センター、福祉事務所を中心に、関係機関と連携して相談やサービスの提供を行っています。
- 一時保護を要する被害者については、東京都配偶者暴力相談支援センターと連携して保護を行うほか、独自に緊急一時保護事業を実施している区市町村も増加しており、令和2年度には51区市町村に及んでいます。
- 住民登録、保険、年金、子供の就学等生活全般にわたる支援を継続的に行っています。
- 令和2年度には、47区市で配偶者暴力に関する情報交換や被害者支援体制の強化等について検討する連絡会議が設置されています。

- 区市町村配偶者暴力相談支援センターの機能整備の促進に向けた取組は、以下のようになっています。
- 令和４年２月現在、１７区が配偶者暴力相談支援センター機能を整備済みです。

整備年度	センター整備の自治体	整備年度	センター整備の自治体
平成 21 年度	港区	平成 28 年度	北区・江戸川区 杉並区
平成 23 年度	板橋区	平成 29 年度	新宿区
平成 25 年度	江東区・中野区 豊島区	平成 30 年度	大田区・世田谷区
平成 26 年度	葛飾区・練馬区	令和 元年度	文京区
平成 27 年度	台東区・荒川区	令和 2 年度	品川区

- 都の調査（令和３年度）では、配偶者暴力相談支援センターの機能整備について、１区が検討中、３区５市１町が今後検討するとしています。また、機能整備に当たり困難だと思う点について、半数以上の区市町村が、人員・予算の問題と相談体制及び対応への不安を挙げています。
- 区市町村における基本計画の策定については、令和３年１０月現在、５１区市町が策定済み、６町村が今後検討するとしています。

<地方裁判所>

配偶者暴力防止法では、被害者の生命又は身体に重大な危害が及ぶおそれがあるときに、加害者が被害者やその関係者に近寄らないよう命ずる「保護命令」について定めています。

また、配偶者暴力防止法やストーカー規制法で対応のできない被害者や関係者への接近や暴力脅迫等を防ぐため、民事保全法に基づく仮処分命令の制度があります。

これらは、被害者の申立てに基づき、地方裁判所で決定を行います。

- 令和２年の保護命令発令件数は、全国で１,４６５件となっています。

- 保護命令に必要な「申立書」を被害者が作成する際には、配偶者暴力相談支援センターや警察が助言等の支援を行っています。
- 保護命令が出された場合、裁判所は速やかに配偶者暴力相談支援センターや警察等に通知することとなっており、被害者の生命、身体の保護のための連携を図っています。

＜民間団体＞

配偶者等暴力問題に関連して、様々な民間団体が活動しています。

- 被害者支援のための豊富なノウハウを持って積極的に被害者支援に取り組んでいる民間支援団体は、多くの被害者を支えています。その取組としては、相談、民間シェルターやステップハウス⁷の運営、被害者の同行支援、就労のための講座開催、自助グループ活動等があり、被害者の立場に立った幅広いものとなっています。
- 近年、民間支援団体の中には、国や自治体からの委託や助成を受けて被害者支援を行う団体も増加しており、連携した取組が進んできています。
- 弁護士会、医師会、民生・児童委員協議会等、それぞれ専門性の高いこうした団体は、その活動の一環として、配偶者等暴力の早期発見や被害者の自立支援に関わる普及啓発など、行政との連携を図っています。

＜支援関係機関・団体との連携＞

都は、配偶者暴力対策の関係機関を構成員とした会議を設置・運営しています。

東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議

庁内関係各局、警視庁、区市町村の男女平等参画担当部署及び福祉・児童等関係部署、地方裁判所、地方検察庁、入国管理局、弁護士会、医師会、法テラス（日本司法支援センター）、人権擁護委員連合会、民生・児童委員連合会、民間支援団体等、配偶者暴力対策に係る幅広い関係機関・団体を構成員とした会議です。この会議にお

⁷ ステップハウス 一時保護施設等を退所した後、すぐに自立生活に移れない被害者が、心のケアや自立に向けた準備をするための中間施設

いて、施策を着実に推進するための協議や中長期的な課題の検討を行い、関係機関・団体がそれぞれの役割を果たしつつ連携することで、切れ目のない被害者支援を目指しています。

また、「推進部会」と「連携部会」の二つの部会を設けて、施策の推進を図るとともに、連携した取組のための課題の検討等を行っています。

東京都配偶者暴力相談支援センター連携会議

東京ウィメンズプラザにおいて、都と区市町村の配偶者暴力相談支援センター等が一堂に会する、連携会議を設置・運営しています。

- 都内の支援センター同士が、課題を共有し、検討することにより、広域連携の強化を図っています。

配偶者暴力対策に係る民間支援団体との連携会議

東京ウィメンズプラザにおいて、配偶者暴力被害者支援を行う民間団体との連携会議を設置・運営しています。

- 各団体の支援情報の情報交換等を行うことにより、東京都と民間団体の連携のみならず、民間団体相互の連携を図っています。

(2) 施策実施に当たっての視点

本計画では、配偶者暴力防止法及び基本方針の趣旨を踏まえ、都の配偶者等暴力対策を推進していくために、次の三つを施策推進上の中心的視点として取り組んでいきます。

① 暴力の背景の正しい認識と暴力を許さない社会の形成に向けた啓発

配偶者等暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、暴力を生み出す背景についても広く認識し、暴力の防止に向けて、社会全体で取り組まなければなりません。

また、児童虐待や高齢者虐待など家庭で生まれる様々な暴力との関係にも配慮しながら取組を進めることが求められます。

さらに、暴力を許さない社会形成のためには、広く都民に対して啓発を行っていく必要があります、特に、若いうちから暴力を伴わない人間関係を構築する観点からの教育・啓発を行っていくことが重要です。

都においては、配偶者等暴力の未然防止や暴力を許さない社会形成のための啓発、被害者の早期発見のための取組を進めていきます。

② 被害者等の安全確保と本人の意思を尊重した継続的な支援

配偶者等暴力を早期に発見し、被害者の安全と安心の確保を図るとともに、被害者が暴力によるダメージから立ち直り、精神的、経済的に自立するための継続的な心のケアや就労など、本人の意思を踏まえた多岐にわたる生活再建のための支援と、その仕組みづくりを進めていくことが重要です。

また、被害者に子供がいる場合には、身体的暴力や精神的暴力などの虐待が及んでいることも多いことから、状況に応じて児童相談所等との連携により、迅速かつ適切な対応を行う必要があります。

被害者が、暴力から逃れ本人の意思に沿った自立に至るまでには、相談から保護、生活再建まで、様々な機関からの支援が必要になります。被害者や家族の安全を確保することを最優先に、被害者の視点に立った切れ目のない支援を行うために、より一層の支援体制の強化を図っていきます。

③ 都と区市町村、民間団体等関係機関の相互連携と役割分担

被害者やその子供への支援は、多くの機関や団体がそれぞれの場面に応じて、連携しながら適切に対応していく必要があります。

特に被害者の生活再建までを視野に入れ、身近な地域できめ細かい支援を迅速、円滑に進めるためには、区市町村の役割が重要です。

今後も、都と区市町村がそれぞれの役割を明確にしつつ、相互に補完し、協働して取り組んでいきます。

一方、民間団体は、被害者支援等について先進的に取り組んでいる実績があります。特に、シェルター運営や同行支援など、被害者に寄り添った支援を行っています。都は、民間団体がその特性や経験を十分に発揮できるよう支援し、また連携を図りながら被害者支援を行っています。

